

品目横断的経営安定対策や経営面積の規則があります。

北海道で言えば、個人で十町以上、十h以上、集落営農という形で二十h以上、これらを満たさなかったら補助金の対象にもならず、農家でないといみなされます。これでは、零細農家や高齢農家は締め出されます。

農政転換まで一年、この対応をどう進めていくのかお伺いします。

将来的に

安定経営を推進

答・町長

新たな食料、農業、農村基本計画の重要施策の一つとして、価格政策から一転して、所得政策への転換を図るものです。

これまでの全農家を対象とし、品目ごとの価格に着目してきた対策を担い手に絞り、経営全体に着目した対策に転換する事により、わが国の農家の構造改革を加速化させるとともに、WTOにおける国

際規律の強化にも対応し、担い手を明確化した上で経営に安定を図るものです。

この様な政策転換をどう進めていくかですが、当町においても農業従事者が高齢化により減少してきており、認定農業者はもとより、兼業農家及び高齢化など多様な構成からなる集落営農組織を担い手の中心としていかなくは、地域農業の崩壊にもつながると考えています。

今回の施策の対象となる育成確保について、将来的に効率的で安定した経営を行うことができるよう推進してまいります。

問・再質問

農業政策が変わるまで、一年しかありません。

今までの対策でも駄目であって、この一年間で積極的に色々な階層を含めた協議会をつくるべきだと思います。

地域集落営農の関係でも、五年後には法人化し、経理の全部を一元化しなければなら

ず、知事特認を含めても、多くの農家が切り捨てられます。これらの農家をどう守っていくのかが重要です。

今までのやり方では、農家経営がでなくなりますが、この一年間の対策が、非常に重要になります。町長に再度答弁を求めます。

答・町長

認定農業者で十h以上の農業者は問題ありませんが、十h以下の農業者は、知事特認で含めるか地域営農集落をして救うかの二つの選択肢しかありません。

農業はこれ以外にまだ生きる道はあると思っており、八方ふさがりではないと考えています。

農業振興は、農業委員会並びにJA、生産者と鋭意協議をさせていただき、せきたな町の新たな農業に対応できる道筋を立て、十八年度に基礎を作り十九年度実施に十分対応していきたいと考えています。

平成十八年度の予算編成について

問

十月二日の町長選挙で、町長は「従来の町政に縛られるのではなく、合併して本当に良かったというような町づくりに目指して頑張りたい」と言っていましたし、又、町民の皆さんには、選挙ハガキで「みんなの力で明日の一步」という見出しで六つの政策を示し、約束しました。

この六つの政策を来年度予算に取り組むことは、大変だと思えますが、せめて最低何かをきちんと組み込んで、町民にこたえる予算編成をすべきだと考えますが、町長のお考えを伺います。

子育て支援センター

十八年度に設置

答・町長

私は、今回の選挙において六つの約束をし、本定例会の初日の執行方針の中で明らかにしています。

十八年度予算の具体化については、医療・福祉・介護は北檜山国保病院を主幹病院として、新町の医療体制の整備に取り組みます。

地域包括支援センターは、十八年度に設置します。

農業では、引き続き基盤整備を計画的に実施し、経営安定対策については、農業者と協議をしながら対応を図ります。

漁業では、育てる漁業を念頭に、前浜の資源の確保と適切な対策を講じます。

商業では、TMOの構想について商工会と協議し、町づくりの推進を図りたい。

建設関係では、地元の工事は地元業者が発注する機会を与えるということで、指名業者の選択について改善を図りたい。

教育では、大成高校募集停止に伴う対策、教育予算の確保など、全体的な施策を実施しながら成果を上げる中で、若い人方が出て行く町から、帰ってくる町になる状況を作り上げたいと考えています。

合併特例区について

菅原 義 幸 議員

問・再質問

全般的な政策は、執行方針の中に書かれています。

子育て支援についても、もうすでに、次世代子育て支援の政策ができて、町民にも発表されています。

私は、十八年度の予算の中に、例えば、具体的に教育問題では、三十人学級を実現するような形で、予算編成の中に一つでも二つでも具体的な新しい取り組みがあるのか、再度答弁を求めます。

答・町長

子育て支援センターを十八年度から設置してまいります。



問

①地域バランスのとれたまちづくりを目指すうえで、合併特例区をどのように評価しているのか伺います。

②十月二十七日町長に提出された旧三町長の合併協定書などの遵守要請書の中で、失職した特別職二氏を区長に任命し、年間二千万円以上の人件費増となったと指摘していることが報道され、町民も関心を寄せております。指摘に対する町長の見解を求めます。
③合併特例区の設置期間について、合併協定書では平成二十二年三月三十一日までとするとしています。設置期間について町長の考え方を伺います。

地域の意見交換の場

答・町長

①住民の地域単位は、旧町である合併特例区がもつとも大きな単位となり、区域内の住民に身近なサービス、旧町で培ったイベント事業、施設の管理等を住民に担ってもらえる町づくりの展開が図られるものと思います。さらに、合併特例区協議会は地域の意見反映の場であり、地域の活性化につながるものと期待しています。

②町長選挙翌日の十月三日、町長職務執行者の平田泰雄氏から内申書が手渡され、区長人事に対する要請がありました。「人事権は、町長の裁量権に属することは承知しているが、これまでの町長会議の意見交換及び合併時の人事配

置をご高察いただき、瀬棚区及び大成区の区長及び一般職人事については、旧町の町長の意見をお聞きくださるよう

に」ということでした。
このたびの区長選任にあたり、公平、誠実、融和、力強さ、安定感を考え、地域や合併の経過を熟知している経験豊富な旧町の助役をお願いし、執行体制に万全を期しました。その後、十月二十七日に合併協定書の遵守要請をうけ、「区長人事は、一般職からの登用をお願いしたが、取り上げていただけなかった」とのことでした。しかし、内申書では、区長として特別職一名、一般職一名という内容であり、新聞報道で「二千万円の無駄遣い」というのであれば、一千万円ということになると思

います。
新しい町づくりをするにあたり、町民のため最大限努力できる執行体制を整えたことについて、無駄遣いをしたという意識には立っていません。新聞報道については遺憾に思っています。

問・再質問

③設置期間については、今後の推移を見きわめ、合併特例区協議会の意見を尊重しながら対処したいと思えます。
②区長の任命について、「合併前の町長会議において職員の数内から当てることを決め、文書でも新町長に引き継いだ」と報道されていますが、これには三つの問題点があります。第一点は、合併前の町長会議は法的根拠のないものであり、そこでの決め事を文書で引き継いだとしても新町長は全く拘束されません。第二点は、区長人事は、助役人事と違い議会の同意を必要としない、町長の専権事項です。第三に、万一起継ぎ文書の中に職員名まで明記されていたとすれば、新町長の人事権に対する干渉、介入のそしりを免れません。熟慮の末の区長人事であるならば、毅然たる態度をとるべきです。
はいえ、報道に町民は関心を寄せており、町長には説

明責任があります。「無駄というなら一千万円だ」との答弁ですが、二名とも定数内の一般職から選任すれば、年間二千万円であり、二年で四千万円です。新町の台所事情から見て、いかがでしょうか。

答・町長

②十月二日の町長選挙で当选し、特別職の人事を考えることになった段階では、大成町の職員、瀬棚町の職員について、性格や能力、町民の信頼度については、全く知らない状況でした。そんな折に内申書を受け取りましたが、納得のいかない人事はできなかったというのが正直な気持ちです。

したがって、前町長の右腕として立派に働いており、区の状態も、合併協議の状況も熟知している前助役に、区長をお願いしました。二千万円、一千万円という議論になりましたが、これは、この町が立派に安定して、町民のための町政運営がこの執

行体制でできるとするならば、決してこの数字は無駄使いには当たらないと考えています。

財政計画について

問

①八月末現在の、旧町ごとの人口及び全会計の借金総額を伺います。

②合併特例債の活用について、町長の基本方針を伺います。

③新町建設計画における財政計画は、平成二十六年年度までの十年間に限られております。交付税の特例措置は合併後十年間であり、その後五年間で

特例分が段階的に削減され、合併後十六年目で完全になくなります。したがって、すくなくとも合併後十六年間の財政計画が必要だと考えますがいかがでしょうか。

④町長車と町長公宅の廃止のほかに、総合的な行政経費削減計画を立案することを求めます。

後世に負担をかけない財政運営

答・町長

①

	人口	起債残高
北 檜 山 区	5,882人	10,166,650千円
大 成 区	2,428人	4,447,780千円
瀬 棚 区	2,713人	6,085,388千円
合 計	11,023人	20,699,818千円

②まちづくりに必要な事業については、合併特例債を活用しながら実施します。しかし、事業を進めるにあたっては、国の財政改革等による動向を見きわめ、徹底した歳出削減に取り組み、町債残高の増加

に歯止めをかけ、後世に大きな負担を強いることにならないよう財政運営に努めます。

③④平成十六年までの一般会計の起債の償還だけでも、新年度予算全体の二割を占めることが想定され、新町の財政は憂慮すべき状態にあります。交付税の合併算定がえ期間である十六年間の財政計画の必要性についても、同様の認識しております。

今後策定する行政改革大綱の中で、せたな町集中改革プラン、定員適正化計画など一連の計画を整備し、総合的な行政経費削減に努めてまいります。

問・再質問

②③地方交付税は、どの自治体でも一定水準の行政サービスを保証できるように国が交付しています。一般的に小さな自治体には多めに計算されますが、合併で自治体が大きくなるほど必要経費は少なめに見積もられ、交付税総額は、

合併前に地域全体に交付されていた額よりも大幅に減るのが普通です。しかし、合併後十年間は合併しなかった場合の交付額を計算しなおし、それを下回らないように特例措置を設けています。その後五年間で特例配分が段階的に減らされ、合併から十六年目に交付税の大幅削減に直面します。したがって、少なくとも

合併後十六年間の財政計画が必要ですが、また、二十一億円の基金造成が財政計画に盛り込まれておりますが、特例債を見込んだものです。借金で基金を造成する計画は無理があり、見直すべきです。

④町長の行政経費削減に関する秘策や各課各係のアイデアも含めた総合的な計画を、期限を切っして示してください。

答・町長

②③、交付税について、財政計画では平成十七年では五十八億六千万円ですが、合併十年目の平成二十六年では、四十一億六千万円と減らして計

画しています。しっかりとした合併後十六年間の財政計画を作らなければならないと考えています。また、基金造成について、特例債の借入れが入っていることも事実ですから、行政改革大綱の中の集中改革プラン、あるいは定数適正化計画を、しっかりと作らなければならないと考えています。

④町長公用車、公宅の廃止ということを早速やらせていただきます。加えて課長会議の中では、例外を認めず、すべての部分について経費の削減をしてくださいと話しております。小さな金額でも積み上げればかなりの金額になります。大きなところで一気に削減する状況ではありませんが、経常経費、人件費、諸経費を含めて見直しをかけながら、経費の削減を図っていききたいと考えています。

合併協定書と新町建設計画について

問

①合併協定書と新町建設計画は、合併の基本法令だとする見解について、町長はどのように考えているでしょうか。

②合併協定書はいくつもの重要案件が先送りされており、新町建設計画の仕上げも今後の課題となっています。合併した新町が末永く自立した町であり続けるために、協定内容と新町建設計画について、議会と行政が一体となって充実・発展させることが必要だと考えますが、見解を伺います。

議会と行政が一体となって協議

答・町長

①合併協定書は、法定協議会において協議された内容を記載したもので、合併時に定めておかなければならない基本事項、合併特例法に基づく協議事項、合併構成町の実態に合わせ必要とされる協議事項と新町建設計画を盛り込んで作成されています。合併が調った際、法定合併協議会委員の署名に基づき最終決定されたものであり、基本法令ではないと考えています。

新町建設計画も協定書と同じように法令に基づいて作成された計画であり、基本法令とは言わないと判断していません。

②本町の建設計画は、合併後おおむね十年という長期間にわたるもので、今後実態に合わなくなったときは、議会と協議の上、変更について諮りたいと思います。

合併協定書と新町計画は、議会と行政が一体となって協議し、実現に向けて努力すべきだと思います。先送りの関係では、調整済みの事務事業は七百二十五件、今後調整すべき事業数百九十四件となっています。

問・再質問

①基本法令ではないという答弁をされました。これらは、合併を進めていく上で中心となる、軸に据えられる大事な協定であり計画です。しかし、

基本法令として金科玉条、神聖不可侵で、将来にわたり絶対変えてはいけないものかといえ、そうではないと考えると、諸手続きは必要ですが、情勢の発展によって改定することは可能なものと理解しています。

②重要案件が先送りされていますが、それをどのように埋めるのかという手順が大事です。理事者だけで走らないで、議会にも調査・審議する機会をつくっていただきたいと思っています。

③国はすでに合併新法をスタートさせ、道も自治体規模を合併で三万人以上にする構想です。合併した今の時期こそ、十五年先、二十年先を見通した新町の基礎づくりが大事であり、末永く自立したまちであり続けるようにすることが必要です。そのための諸計画を提示してください。

答・町長

①合併協定書及び新町建設計画は、法令に基づいてつくら

れたものであり、一定の条件の下で変更できるのだから、基本法令とは言わないと認識しています。

②先送りされている重要案件については、町民の理解が得られる形で協議したいと考えております。いろいろな形で議会に諮りながら、結論を出したいと考えています。

③確かに合併新法ではかなりの自治体を再編する計画であり、北海道も積極的に進める方針と伺っています。

我々としては、今後再合併のような話を持ち上がる可能性がないわけではないと思っております。今回合併した新しい町せたな町がしっかりと自立して、町民のための町政ができるように粉骨砕身、精一杯の努力をしたいと考えています。

十六年間の財政計画等については、作成中の諸計画とともに、早い時期に議会に提示し、意見を頂戴したいと考えております。